

碧南市公告第1号

条件付一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）について

碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、条件付一般競争入札（事前審査型）を次のとおり行う。

令和2年1月6日

碧南市長 瀬 宜 田 政 信

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 4311000232
- (2) 工事名 碧南市宮宮下住宅建替事業（第三期建築工事）
- (3) 工事場所 碧南市半崎町地内
- (4) 工期 本契約成立日の翌日から令和2年10月30日まで
- (5) 工事概要 RC造2階建て
1DK 8戸、2DK 12戸、2LDK 6戸
3DK 2戸、身障者2DK 2戸 計30戸
建築面積 1013.39m²
延床面積 1628.88m²
- (6) 予定価格 金379,995,000円（税込み（10%））
- (7) 入札の方式 特別簡易型総合評価落札方式

2 電子入札

- (1) 電子調達システムの利用 この公告に係る工事の条件付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出及び入札の手続は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC。以下「電子調達システム」という。）を利用する方法により行う。
- (2) ポータルサイト 電子調達システムは、次のポータルサイトにアクセスして利用すること。なお、利用に際しては、利用規約、操作手引書等を熟読しておくこと。
URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>
- (3) 実施方法 電子入札については、碧南市電子入札試行要領（以下「電子入札要領」という。）の規定に基づき実施する。
- (4) 紙入札について ICカードの再取得手続のため等により電子入札要領第11条の規定に該当し、紙入札での参加を希望する者は、碧南市役所総務部資産活用課契約検査係に連絡し、指示を受けるものとする。

3 条件付一般競争入札者の資格

平成30年度及び平成31年度の碧南市競争入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事に係る許可を受けている者

- (2) 碧南市における入札参加資格者名簿又は市内業者の格付名簿に登載され、かつ名簿に登載された建築一式工事の総合評点が750点以上の市内業者及び準市内業者、850点以上の衣浦東部管内業者（市内及び準市内業者を除く）。
- (3) 国又は地方公共団体が発注した工事で、元請として過去10年間に建築一式工事を施工した実績のある者。ただし、国又は地方公共団体が発注した工事とは、愛知県内における、碧南市、愛知県又は国が発注した工事で、過去10年間とは、平成21年度から平成30年度に工事を完了・引渡した案件とする。
- (4) 建設業法第26条に規定する技術者を本契約成立の日（令和2年2月18日予定）の翌日から完了届を提出する日まで配置できる者。また、配置予定の技術者は所属建設業者と入札参加の申込みのあった日以前に3箇月以上直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、本市から競争入札参加停止措置又はそれに準ずる措置を受けていない者
- (6) 本市に納める市税を完納している者
- (7) 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 入札参加申込

入札参加を希望する者は、申込書を提出すること。なお、提出期限までに申込書を提出しない者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 期 間 令和2年1月7日（火）午前9時から10日（金）午後5時までの電子調達システム利用時間
- (2) 方 法 電子調達システムにより、申込書に必要事項を入力の上、提出する。申込書は碧南市ホームページ記載のファイルを使用し、添付するファイル名は「<会社名>（契約番号）申込書」とすること。
- (3) その他 必要に応じて別途書類等の提出を求める場合がある。費用（設計書等の購入費）は、提出者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

5 入札参加申請

入札参加を希望する者は、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 期 間 令和2年1月7日（火）から9日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 部 数 1部
- (3) 提出先 碧南市松本町28番地 碧南市役所総務部資産活用課
電話 0566-95-9871（ダイヤルイン）
- (4) 入札参加資格の確認通知 電子調達システムにより競争参加資格確認通知書を通知する。
- (5) その他 提出書類は直接持参することとし、費用（設計書等の購入費）は、提出者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

6 設計図書等、ダウンロード及び閲覧

- (1) ダウンロード 令和2年1月6日（月）正午から10日（金）までの間に、電子調達システムの入札情報サービスよりダウンロードを行い、内容を確認すること。
- (2) 閲 覧 令和2年1月6日（月）正午から1月23日（木）午後5時までの間、電子調達システムにて閲覧することができる。

7 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 評価項目 評価の対象となる項目は、企業の技術能力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度及び貢献度に関する事項とする。
- (2) 評価方法 評価の方法は、標準点（発注者が設定する競争入札参加資格要件をすべて満たしている場合に付与する点数）に加算点（入札参加者の技術力等に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）より、算出する。なお、標準点は100点とし、加算点の合計の最大は27点とする。
- (3) 落札者の決定 発注者が設定する競争入札参加資格要件を全て満たす者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札要領に基づき電子調達システムにおける電子くじにより落札者を決定する。また、落札者となるべき者の入札金額が、低入札調査基準価格を下回り、かつ、

失格基準以上の価格で入札が行われた場合は、碧南市低入札価格調査実施要領により落札者を決定する。

8 入札説明書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間 令和2年1月9日（木）から10日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に文書を持参することにより提出すること。
- (2) 形式 文書の様式は任意とし、規格はA4とする。
- (3) 受付場所 碧南市役所総務部資産活用課
- (4) 回答 令和2年1月16日（木）午後1時に、碧南市役所総務部資産活用課で回答書を読覧に供する。

9 入札書及び設計内訳書の提出方法等

入札書及び設計内訳書の提出は、次により行う。

- (1) 期間 令和2年1月21日（火）午前9時から22日（水）正午までの電子調達システム利用時間
- (2) 方法 電子調達システムにより提出し、添付する設計内訳書のファイル名は「<会社名>（契約番号）内訳書」とすること。

10 開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和2年1月23日（木）午前9時
- (2) 入札回数 予定価格公表のため1回
- (3) 場所 碧南市役所 資産活用課
- (4) 落札者決定通知 電子調達システムにより落札者決定通知書を通ずる。ただし、碧南市低入札価格調査実施要領により低入札価格調査を実施する場合は、落札者決定後速やかに通知する。

11 その他

- (1) 契約条項を示す場所 碧南市役所総務部資産活用課
- (2) 契約条項を示す日時 公告の日から入札書提出の日まで
- (3) 低入札調査基準価格 有
- (4) 失格基準 有
- (5) 前払金 有
- (6) 中間前払金 有
- (7) 契約書作成の要否 要

(8) 入札保証金 免除

(9) 契約保証金 落札者（契約者）は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第33条の規定に該当するときは、免除とする。

(10) 特に定めた条項 入札の参加に当たっては、碧南市建設工事関係入札者心得書（以下「心得書」という。）を熟読すること。また、予定価格公表のため、入札時には、見積もった工事費内訳書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

この契約は碧南市公契約条例第6条第1項に規定する特定公契約の対象となります。
本工事は、令和2年2月3日（月）に仮契約を締結し、後日の碧南市営宮下住宅建替事業（第三期建築工事）契約締結に関する碧南市議会議決（令和2年2月18日（火）予定）をもって本契約成立とする。

1.2 入札の無効

規則第13条及び心得書第15条に該当する入札のほか、入札者がこの公告に示した資格のない者又は虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。